

ふるさと泉南応援寄附制度運用要綱

平成22年4月14日制定

平成25年5月1日改正

平成26年7月1日改正

平成27年1月8日改正

平成28年9月1日改正

平成28年10月1日改正

平成29年2月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、泉南市ふるさと泉南応援寄附条例（平成20年条例第21号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成20年規則第17号。次条において「施行規則」という。）に基づくふるさと泉南応援寄附制度（以下「本制度」という。）の運用に際し、泉南市（以下「市」という。）内外から温かい支援をいただいた寄附者に対し感謝を示すとともに、シティプロモーションの一環として本制度を有効かつ円滑に運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用する用語)

第2条 この要綱において使用する語句については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ふるさと泉南応援寄附金 所得税法（昭和22年法律第27号）第78条第2項第1号及び条例に基づく寄附金をいう。
- (2) ふるさと泉南水なす基金 寄附金をふるさとづくりに反映させることを目的として、条例及び施行規則により設置された基金（以下「基金」という。）をいう。
- (3) 寄附者 寄附を希望し、寄附の申込みを経て、寄附金を入金した者をいう。
- (4) ふるさと泉南市民 寄附者のうち、市外に在住する者をいう。
- (5) ふるさと泉南返礼品 市から寄附者へ進呈する返礼品をいう。
- (6) サポート事業者 寄附者へふるさと泉南返礼品の提供及び配送を行う、市の承認を受けた事業者をいう。

(寄附の申込方法)

第3条 寄附を希望する者は、申込書に必要な事項を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メールその他の方法によって、寄附の申込みを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、市は、寄附を希望する者の氏名、寄附予定金額及び寄附の意思について確認できた場合は、寄附の申込みがあったものとみなし、受け付けることができる。

(寄附金の入金方法)

第4条 寄附の申込みを行った者は、次の各号に掲げるいずれかの方法によって寄附金を入金する。

- (1) 納付書による金融機関での納付

- (2) 市指定口座への振込
- (3) 現金書留による送金
- (4) 市窓口への持参による払込み
- (5) クレジットカード決済による納付
- (6) 払込取扱票による郵便局での納付

2 市は、寄附の申込みを行った者について2月を超えて寄附金の入金を確認できない場合、これを取り消したものとみなすことができる。

(基金への積立)

第5条 市は、毎年度4月1日から3月31日までの寄附金を合計し、年に1回、基金に積み立てる。

(公表)

第6条 市は、寄附金及び基金の総額、条例第2条第1項各号に掲げる事業別の寄附金額及び基金を活用して実施した事業について、少なくとも年1回以上、市広報紙又は市ウェブサイトで公表しなければならない。

2 市は、寄附者の氏名、メッセージ及び住所の都道府県名について、市ウェブサイトにおいて公表する。この場合において、寄附者が氏名について公表を希望しない場合は、匿名として公表する。

(ふるさと泉南市民証)

第7条 市は、希望する寄附者に対し、ふるさと泉南市民証を発行する。

(ふるさと泉南返礼品の進呈)

第8条 市は、5,000円以上の寄附を行った寄附者に対し、ふるさと泉南返礼品を進呈する。

2 市は、寄附金の入金を確認した後、ふるさと泉南返礼品のうち寄附者が希望するものを進呈する。ただし、第4条第1項第5号の場合は、代理収納決済をもって寄附金の入金があったものとみなす。

(サポート事業者等の公募及び承認)

第9条 市は、新たなふるさと泉南返礼品を発掘するとともに、その魅力を広く発信して市内産業の活性化を促すため、サポート事業者を公募する。

2 市は、前項の規定による公募に対して申請があった場合、選考委員会を設置し、サポート事業者について承認の可否を検討し決定する。

3 サポート事業者の公募及び承認並びに選考委員会について必要な事項は、別に定める。

(委託契約)

第10条 市とサポート事業者は、毎年度、ふるさと泉南返礼品の配送等に係る業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結する。

2 委託契約は、単価契約(消費税等を含む。以下同じ。)とする。

3 サポート事業者は、毎月、配送料を含む単価に実績処理件数を乗じた金額を算出し、委託料として市へ請求する。

4 業務委託契約の期間は、契約締結日以後の最初の3月31日までとする。

5 委託契約について必要な事項は、別に定める。

(再委託等の禁止)

第11条 サポート事業者は、この契約の履行を第三者へ委託し、または請け負わせてはならない。

2 サポート事業者は、この契約の履行に係る権利及び義務を市の許可なく、第三者へ譲渡し、又は承継させてはならない。

(サポート事業者の責務)

第12条 サポート事業者は、市から依頼を受け、寄附者が希望する返礼品を適切な方法をもって寄附者へ確実に配送するものとする。

2 サポート事業者は、関連する法令等を遵守するとともに、ふるさと泉南返礼品の品質を維持・向上するよう努めなければならない。

3 サポート事業者は、契約の履行を通じて、ふるさと泉南応援寄附制度の普及啓発に協力するものとする。

4 サポート事業者は、問合せ窓口及び苦情処理体制を整備し、ふるさと泉南返礼品について寄附者から苦情等があった場合は、サポート事業者の責任及び負担において対応、解決しなければならない。

5 サポート事業者が配送したふるさと泉南返礼品が原因となる事故等が発生した場合は、当該事業者がその損害賠償の責任を負うものとし、市はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

6 前項に規定する場合において、サポート事業者は、事故等の内容及びその対応について遅滞なく市に報告しなければならない。

(感謝状の贈呈)

第13条 市は、1回の金額が500,000万円以上の寄附をした個人に対して感謝状を贈呈する。

(個人情報の保護)

第14条 市は、寄附金管理台帳に記載されている個人情報について、本制度の運用及び適切な基金の管理にのみ使用する。

2 サポート事業者は、業務の履行の際に知り得た個人情報について、業務の履行にのみ使用するものとし、委託契約完了後も他人に漏らしてはならない。

3 市及びサポート事業者は、泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）及び関連法規を遵守しなければならない。

(基金の活用)

第15条 市は、条例第2条第1項各号に掲げる事業を実施するためにのみ、基金を活用することができる。

2 市は、基金を有効かつ効率的に活用するため、検討委員会を設置し、基金を活用する事業について検討し、決定する。

3 前項の規定に関わらず、市は、第10条に定める委託契約が条例第2条第1項第7号に定める事業に該当するものとみなし、同号を指定した基金の額の範囲内において、基金を委託契約に要する費用に活用することができる。この場合において、市は、委託契約に要する費用に関し、基金の活用にあつた金額とその内容について検討委員会に報告し、了承を得るものとする。

4 検討委員会及び基金を活用する事業の検討等について必要な事項は、別に定める。

(本制度の広報)

第16条 市は、本制度を広く周知するため、パンフレット、市広報紙、市ウェブサイトなどあらゆる方法を活用して、積極的な情報発信に努める。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運用に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以前に寄附をした者の改正後の第11条第1項第2号の規定の適用については、規定中「初回の寄附日」を「その者が初回において寄附をした日」に読み替えて適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以前に締結した改正前の第9条第3項の規定による業務委託契約については、施行の日以降については改正後の第11条第1項の規定によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以前に締結した業務委託契約については、施行日以前の要綱を適用するものとする。